

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

相談支援に係るQ&A等の関係資料の送付について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、2月8日付で指定基準省令等の関係資料を送付したところですが、今般、各自治体からのご質問等を踏まえたQ&A等について取り急ぎ資料を送付いたしますので、これを参考に平成24年4月の施行に向けた事業者指定事務や支給決定事務等の準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、Q&Aは現時点の案であり、今後、内容の変更がありうることを申し添えます。

記

【送付資料】

1 相談支援関係のQ&A

2 相談支援関係の指定基準省令（案）

※2月8日に送付したものから大幅な変更なし。3月中旬頃当該内容により公布予定。

- ・障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（案）
- ・障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（案）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（案）

※ 報酬告示案や解釈通知案、指定基準省令に係る解釈通知案等は、近日中に送付予定。

【相談支援関係 担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室 相談支援係 栗原、山崎、内藤
TEL：03-5253-1111（内線：3149）
E-mail：yamazaki-ryouhei@mhlw.go.jp